

(経営事項審査申請の手引き別添)

経営事項審査日程表 (平成28年4月～平成29年7月)

※主な 対象業者	個人事業者		H28年 1～2月 決算法人	H28年 2～3月 決算法人	H28年 3～4月 決算法人	H28年 4～5月 決算法人	H28年 5～6月 決算法人	H28年 6～7月 決算法人	H28年 7～8月 決算法人	H28年 8～9月 決算法人	H28年 9～10月 決算法人	H28年 10～11月 決算法人	個人事業者		H29年 1～2月 決算法人	H29年 2～3月 決算法人
	H27年 11～12月 決算法人	H27年 12月～ H28年 1月 決算法人											H28年 11～12月 決算法人	H28年 12月～ H29年 1月 決算法人		
受付 日程名	平成28年										平成29年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
予約 締切日	4/8	5/6	6/10	7/8	8/10	9/9	10/11	11/10	12/9	1/10	2/10	3/9	4/10	5/9	6/9	7/10
結果 通知	6/20	7/20	8/19	9/20	10/20	11/18	12/20	1/20	2/20	3/17	4/20	5/20	6/20	7/20	8/18	9/20
熊野	—	5/11 5/12	—	7/25	—	9/27	—	11/22	—	1/20	—	3/13	—	5/11 5/12	—	7/25

○申請を希望する建設業者の方は、主な対象業者の欄にかかわらず、申請しようとする日の直前の決算日を審査基準日として、いずれの日程でも申請できます。

○経営事項審査結果通知の有効期間(申請の手引きP2参照)は、審査基準日から1年7ヶ月ですので、上表の結果通知発行日程から見て、有効期限が切れないように受審してください。
い。(上表の主な対象業者はあくまで目安としてください。)

- 各月の予約締切日までに、受審する会場の予約先(下表)へ日時を予約してください(電話可)。
- 原則管轄建設事務所で受審してください。やむを得ない理由で受審できない場合は、他の建設事務所で審査を受けた後、管轄建設事務所へ提出してください。
- 日程、会場はやむを得ず変更になることがありますのでご了承ください。

会場名及び予約先(管轄建設事務所)一覧表

会 場 名		予 約 先
熊 野	三重県熊野庁舎1階第101会議室	熊野建設事務所総務・管理・建築室(総務課) TEL 0597-89-6142